

教育職員免許法の特例にもとづく「介護等の体験」  
社会福祉施設等 受入調整事業実施要領

社会福祉法人 高知県社会福祉協議会

## 1 趣旨

小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律（以下「介護等体験特例法」という）等により、義務教育に従事する教員が個人の尊厳及び社会連帯の理念に関する認識を深め、教員としての資質の向上を図り、義務教育の一層の充実を期する観点から、小学校及び中学校の教諭の普通免許状を取得しようとする者は、その要件として社会福祉施設その他の施設（以下「社会福祉施設等」という）又は特別支援学校での「介護等の体験」が義務付けられています。

このことに伴い、対象となる社会福祉施設等への円滑な受け入れを推進しようとするものです。

## 2 対象者

小学校及び中学校の教諭の普通免許状を取得しようとする者

（盲・聾・養護学校の教員免許状を受けている者、保健師・看護師・介護福祉士などの介護等に関する専門的知識及び技能を有する者は免除）

## 3 「介護等の体験」の内容等

「介護等の体験」については、社会福祉施設等の事情や学生の希望に応じ、次に例示するような無理のない内容としてください。

- ①高齢者、障害者等に対する介護、介助
- ②高齢者、障害者等の話し相手
- ③散歩の付添いなどの交流等の体験
- ④レクリエーションや運動会等の行事の手助け
- ⑤掃除や洗濯といった、高齢者・障害者等と直接接することはないが、受入施設の職員に必要とされる業務の補助など

## 4 「介護等の体験」の期間及び実習時間等

- ① 実習期間は5日間です。
- ② 1日当たりの「介護等の体験」の時間は概ね5～6時間程度とします。
- ③原則として、宿泊を伴う実習は行いません。

## 5 社会福祉施設等の依頼内容（手順）

(1) 「年間受入計画書」の作成

「年間受入計画書」(様式1-1及び1-2)を作成し、高知県社会福祉協議会（以下、「県社協」という）へ送付してください。

## (2) 事前オリエンテーションの実施

貴事業所で体験する学生が決定した後、学生本人との事前打ち合わせをお願いします。(打ち合わせについて、学生または学校から連絡するよう大学等に通知していますので連絡をお待ちください。)

## (3) 学生へ「体験証明書」を発行

「介護等の体験」の終了者に対し、学生が各自持参する「体験証明書」に体験の期間、体験の概要など、必要事項に記述し、施設長が記名押印（公印）のうえお渡してください。

また、体験の評価記述については、法律等では求められておりませんが、学生が「体験ノート」等を持参している場合、可能な範囲で受入れ担当者等による学生の体験記録の確認を行ってください。

## (4) 高知県社会福祉協議会へ「介護等の体験終了報告」を提出

学生の受入が終了後、2週間以内に施設長は「介護等体験終了報告書」（様式3）を県社協へ提出してください。（複数の学生を受入している施設は最後の学生が体験終了した後に提出してください。）

## 6 「介護等の体験」に伴う事故等への対応

### (1) 保険への加入

「介護等の体験」に伴い想定される事故等に対応した保険については、学生を派遣する大学等で対応します。

なお、施設管理下で発生した事故については、既加入の「社会福祉施設賠償責任共済」が適用されます。

### (2) 健康管理等

学生は、社会福祉施設等での「介護等の体験」の申し込みにあたり、利用者等の健康管理のため、健康診断書（当該年度）のコピーを事前に施設等へ提出いたします。

また、感染症対策として、体験学生は「体調管理チェック表」を体験終了日に提出します。

なお、細菌検査の提出が必要な場合、「年間受入計画書」（様式1-1）の“注意事項等⑥その他の注意事項”の欄にその旨を記載するとともに、学生に事前連絡のうえ、健康診断書と一緒に提出するよう周知してください。

## 7 「介護等の体験」の費用

社会福祉施設等への体験費用については、介護等の体験をする学生本人が体験初日に5,000円（1日あたり1,000円×5日間）を社会福祉施設等に直接支払います。（事前振込の場合は、大学等から連絡があります。）

また、利用者等と食事を共にする場合の食事代など、「介護等の体験」を行うにあたって必要な実費については、別途徴収してください。

## 8 その他

(1) 特別な事情により、予定日に体験できなかった場合は、学生と社会福祉施設等で代替日を調整してください。（代替日が設定できない場合は、県社協で別の社会

福祉施設等を改めて調整しますので、大学等を通じて県社協へ連絡するよう学生にお伝えください。）

(2) 「介護等の体験」を行う学生の利用者に対する態度や言動等が不適切な場合については、受入先の判断で体験を中止することができます。

ただし、その場合は、事前に県社協にご連絡ください。

(3) 体験の対象となる社会福祉施設等の一覧（別紙参照）を大学等にお示ししておりますので、各施設においても事前確認をお願いします。

#### 附則

この要領は令和8年3月2日から施行する。